

平成29年第6回北上市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年4月26日（水） 午前10時00分

2 場 所 北上市役所5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

小 原 善 則
薄 衣 景 子
高 橋 善 郎
高 橋 きぬ代
照 井 渉

5 説明のため出席した職員

【 教 育 部 】

教 育 部 長	高 橋 謙 輔
総 務 課 長	菅 野 和 之
学校教育課長	高 橋 亨
子育て支援課長	高 橋 博 信
文化財課長	高 橋 博
学校給食センター所長	千 田 研 洋
鬼の館館長	島 津 秀 仁
中央図書館長	高 橋 景 子

【まちづくり部】

まちづくり部長	阿 部 裕 子
生涯学習文化課長	八重樫 信 治
スポーツ推進課長	高 橋 剛

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案2件及び協議1件が原案のとおり可決、承認された。

議案

議案第9号 北上市中央学校給食センター整備基本計画について

議案第 10 号 北上市立図書館協議会委員の任命について
協議

協議第 12 号 北上市子育て世帯住宅取得等支援事業費補助金交付要綱について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午前10時00分)

教 育 長 ただいまから平成29年第6回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、教育長事務報告に入ります。

それでは、報告をお願いします。

教 育 長 今定例会では、4月19日(月)に行われました今年度第1回中部教育事務所管内市町教育長会議について、20日(木)・21日(金)、福島県福島市において開催された東北地区都市教育長協議会総会・研修会について、及び、3月2日から24日まで開催されました第219回北上市議会3月通常会議について報告いたします。

最初に、第1回中部教育事務所管内市町教育長会議について報告いたします。これは、毎年度4月当初に、県内各教育事務所において開催されるもので、今年度施策の概略を説明されるものです。その中で、管理職への登用人事などについての報告がありましたので、報告いたします。

平成29年4月、市町村立小中学校校長先生への登用人数についてですが、今年度4月現在、岩手県内には、小学校323校、中学校160校、義務教育学校1校ですので、県内には市町村立

小中学校は合計 484 校ありますが、4 月に新校長となったのは、県内全域で、小中学校あわせて 81 名だったとのことでした。昨年度が 75 名でしたので、6 名の増となりました。

81 名のうち、中部教育事務所管内からの登用は 15 名で、そのうち、北上市内小中学校副校長からの登用は 7 名でした。昨年度 4 名、一昨年度も 4 名、その前の平成 26 年 4 月も 4 名でした。

副校長への登用は、県内全域では 106 名だったとのことでした。昨年度が 103 名で、一昨年度が 87 名、その前が 59 名でした。106 名のうち、中部教育事務所管内からの登用は 13 名で、そのうち、北上市内小中学校の主幹教諭や教諭から副校長への登用は 5 名でした。昨年度が 6 名で、一昨年度 4 名、その前の平成 26 年 4 月は 2 名でした。

また、主幹教諭への登用については、全県の状況は報告がありませんでしたが、北上市内小中学校の教諭から主幹教諭への登用は 2 名でした。昨年度は 7 名であり、一昨年度も 7 名、その前の平成 25 年度末は 6 名でした。

昨年度の 4 月定例教育委員会議の事務報告でも申し上げましたが、いずれも数年経過すれば、主幹教諭として、または副校長として、そしていずれは校長として、北上市内へお戻りになり、地元出身の管理職が多く期待できるものと思ひ、今後も後継者育成に力を入れていくべきものと思っております。また、主幹教諭のうち、中学校の主幹教諭が不足の状態、市内中学校のうち、上野中学校の規模には主幹教諭が配置されるものと期待しておりましたが、残念ながら今年度も配置されませんでした。市内中学校から、主幹教諭を養成できますよう、今後も指導に力を入れてまいりたいものと思ひます。

人事異動関係で、特徴的だったこととして、再任用教員の動向について がありました。平成 29 年 4 月に再任用教員として採用になったのは、この 3 月で定年退職し 4 月から新たに再任用されたのが 90 名、昨年度からの継続で再任用として採用となったのが 47 名の合計 137 名だったとのことでした。昨年度の再任用数は 76 名、一昨年度が 37 名、その前の平成 26 年度が 32 名でしたので確実に増加傾向となっています。

また、平成 30 年度の岩手県公立学校教員採用候補者選考試験に関わってですが、すでに、実施要項が公表され、5 月 17 日までの受付期間となっていますが、これまでの選考試験要項から、いくつかの変更点がありました。小学校教諭の教科専門科目に

加えて、道徳及び外国語(リスニング)を加えたこと、及び、中学校教諭の教科等専門科目に道徳を加えたことなどがあげられておりました。

次に、4月20日(木)21日(金)に、福島県福島市において開催されました東北地区都市教育長協議会総会研修会について、報告いたします。

研修会では、文部科学省からの行政説明のほかに、東北都市教育長としての情報交換の時間がありました。当面する教育の諸課題についての意見交換があり、次の10項目について、各都市の状況を交流しました。

- ① 栄養教諭・学校栄養職員数(配置基準)の要件の改正について
- ② 学校教育におけるICT環境整備(ソフト整備)の状況について
- ③ デジタル教科書の整備状況及び利用状況について
- ④ プログラミング学習の推進について
- ⑤ 中学校部活動の適性なあり方について
- ⑥ 就学援助費などにおける新入学用品費の入学前支給の状況について
- ⑦ コミュニティスクールによる学校の活性化と地域の活力維持について
- ⑧ 「特別の教科 道徳」の導入について
- ⑨ 小学校英語教育について
- ⑩ いじめ防止対策推進法に定める組織の設置状況と条例化の状況について

以上、10項目でしたが、北上市に対しては、最後の項目 10番「いじめ防止対策推進法に関する取り組み状況について」、回答を求められ、第三者委員会としての「いじめ防止対策専門委員会」について少しばかり紹介いたしました。また、9番の「小学校英語教育について」では、岩手県一関市の回答で、現在、一関市では、市の直接雇用としてALT3名の他、派遣契約の10名、合計13名を雇用しているとの回答があり、注目されました。また、一関市では、ALTの研修会を毎年実施し、ALTの指導力向上に力を入れていることや、市内の中学校に対しては、年間70日から90日、小学校に対しては35日から70日、公立幼稚園には3日間、私立幼稚園に対しては1日間、それぞれ校種と学校規模に応じた訪問回数を保障するなど、英語教育

の向上に力を入れていることが紹介されました。

次に、3月2日から24日まで第219回北上市議会3月通常会議が開催されましたので、その内容についてご報告いたします。

初日の本会議では、昨年12月に開催された市議会12月通常会議以降の主な行政活動について市長から報告された後、平成29年度の施政方針について市長から演述がされました。平成29年度の市政運営においては、人口減少対策に対する取組として「総合戦略の本格的な推進」と、施策を効果的に推進するための「組織体制の見直し」を重要な観点とし、教育の分野については、「子育て応援1億円プロジェクト」として、保育料の軽減、子育て世帯の住宅取得等に対する支援を掲げたほか、奨学金の減免制度の実施、中央学校給食センターの移転新築、小中学校のトイレ洋式化などに取り組むことが述べられました。

そして、2月の教育委員会定例会で議決をいただきました「平成29年度教育行政施策の基本方針」について、教育振興基本計画に定める5つの基本方向に沿って取り組む主な施策の概要を、私から申し上げさせていただきました。

次に、8件の条例に係る議案が提案され、それぞれの常任委員会に審議が付託されました。この中には、2月の定例会において審議していただきました、建替えにより黒沢尻北学童保育所を設置する条例案と、飯豊保育園を廃止する条例案が含まれております。

さらに、一般会計など11件の平成29年度当初予算案が提案され、予算特別委員会に審議が付託されました。

また、一般会計など9件の平成28年度補正予算については、委員会付託を省略し、請願2件と陳情1件については、常任委員会に付託し、いずれも最終本会議に質疑、討論、採決をすることとなりました。

次に、3月7日の代表質問では3人の議員から、8日と9日に行われた一般質問では8人の議員から通告があり、教育委員会に関わっては合わせて8人から質問がありました。その内容については後ほど改めてご報告いたします。

そして、最終日の3月24日に行われた本会議では、常任委員会に審議が付託されていた条例の議案について、各常任委員会の委員長からの報告を受け、いずれも原案どおり可決され、予算特別委員会に付託されていた平成29年度当初予算案についても、委員長からの報告を受け、原案どおり可決されました。

なお、一般会計の当初予算案については、新たな中央学校給食センターの建設と運営を PFI 方式で進めるための発注事務において、専門業者に書類の作成等を委託する経費に約 1,600 万円を計上しておりましたが、予算特別委員会からは、次のとおり意見が付されました。

「中央学校給食センター建設事業の執行にあたって、特に最初の段階である「実施方針」を作成する際には、財源圧縮効果などの計算根拠も含めた情報を公開し、市民や議会に対して説明や協議の場を設け、コンセンサスを得ながら進めること。」

これを受けまして、教育委員会としては、議会や保護者の皆さんにご理解を十分に得られるよう、丁寧に説明を重ねていく必要があるものと考えております。

また、補正予算などの議案について、原案のとおりすべて可決されましたが、教育委員会に関わるほとんどについては、事業費の確定により整理し、減額したものであります。

このほか、副市長の任期満了に伴い、現職の及川義明氏を副市長に引き続き選任すること、また、人権擁護委員について、5名の候補者を法務大臣に推薦することが、いずれも満場一致で承認されました。

なお、請願のあった2件については、いずれも議員発議により、請願の趣旨のとおり関係機関へ意見書を提出することになりましたが、陳情1件については継続審査となりました。

教 育 長 ただいまの報告について、御質問がございましたならお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 それでは日程第3、議事に入ります。

初めに、議案第9号「北上市中央学校給食センター整備基本計画について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総 務 課 長 ただいま上程になりました議案第9号北上市中央学校給食センター整備基本計画について、提案の理由を申し上げます。

現在の中央学校給食センターは、建築後40年を経過し、施設

及び設備の老朽化が進んでいるほか、現行の学校給食衛生管理基準に適合していない状況にあることから、新たな施設を整備するための基本計画を定めようとするものであります。

計画の内容であります。安全で安心な学校給食を提供するための整備に係る3つの基本方針を掲げ、提供する食数は1日当たり4,000食とし、用地はオフィスアルカディア北上（北上産業業務団地）内の9,660平方メートルの敷地とするほか、学校給食衛生管理基準に合わせた設備の整備方針を定めるものであります。

なお、整備及び運営については、市の財政負担の平準化を図りながら、安全かつ質の高い学校給食を継続的に提供することが期待できる方法として、民間の資金と経営、技術能力を活用したPFI事業方式により、平成32年度からの供用開始を目標に、整備を進めようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長

ただいま提案されました議案第9号について、御質問等がありましたらお願いします。

それでは、補足の説明をお願いします。

総 務 課 長

事前に2月の定例会でお示しをしました基本計画案から修正し部分を赤字で書いたものをお配りしておりましたが、言い回しを変えたところですが、12ページだけは説明しなければならぬと思います。

12ページ（4）の総合評価です。前にお示ししていた案では、PFI方式を選択するとの書いておりましたが、なぜその方式を選択するのかをもう少し詳しく書いた方が良くないかと思いつけ加えさせていただきました。

上の表に各方式による事業費の比較が出ておりますが、それを見てもらうと、財源縮減効果がもっとも大きいのが、真ん中のDBO方式となります。DBO方式というのは、設計、建設、運営すべて民間にお願いしますが、資金の用意は市が行う方式です。この方式が一番財源縮減効果が大きいのですが、運営開始前の経費の約7億を一般財源で市が用意しなければならず、この規模の金額となると今の市の財政状況ではなかなか厳しいものがあるため、これらの課題から財政負担が平準化できてか

つ DBO と同じように民間業者のノウハウや創意工夫を建設や管理に生かすことができ、安全かつ質の高い給食の提供ができる方法として PFI 方式が適しているのではないかとのことです。

なお、PFI 事業方式の中にはまた細かくやり方がありますが、その内ですが、BTO 方式と言って、建設から運営まで民間にお願いしますが、建設が終わった時点で、一旦市に所有権を移していただく方法、建設費については後年度の運営費と合わせて分割払いする方法です。

その方法にするのはなぜかという、市の施設と位置づけがないと県からの栄養教諭職員の派遣が受けられないことであるため、その内容を追加したものであります。

それから、先週ですが、議会の教育民生常任委員会からバリューフォーマネー、経費の縮減効果についてもう少し詳しく説明をいただきたいとお話がありしたので、その説明をさせていただいたのが、もう一つの PFI とはどの資料であります。

1 枚目 2 枚目につきましては、議員さんには資料は提供してないですが、3 枚目以降について提供して説明したのですが、教育委員の皆さんにも PFI とはどのようなものか改めて簡単に御理解いただいてからお話しした方がよいと思い参考資料をつけさせていただきました。

PFI とは 2 ページの資料であります、PFI とはなんですかということですが、公共事業を実施するための手法のひとつ、民間資金と経営能力、技術力を活用して公共施設の設計、建設、改修、維持管理、運営を行う公共事業の手法ですということ、右側の箱のキーワードの 2 番目に PFI 法の説明がありますが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律ということ、それは法律に定められた公共事業を整備、運営する手法ということである。

ページをめくっていただいて裏 3 ページというところですが、PFI をやることによる期待される効果は何なのかということですが 3 つあります。

一つ目は、低廉かつ良質な公共サービスが提供されることにございます。民間業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用して事業コストの削減が期待できることと、2 番目の公共サービスの提供における行政の関わり方の改革ということ、民間ができることは民間にお願いして公共部門が担当するところ

は、そこに力を入れてお金と人をかけてやるようにしていけることが期待できる。3番目は、民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資するということで、新たな事業機会をもたらすことができるという3つの効果があるということでこういう方式が設立してできているものです。

資料の8ページの裏の9ページをPFIの仕組み、従来の公共事業とPFIとの図面がありますが9ページです。

PFIの仕組みです。従来の公共事業というのは、市が設計、建設、維持管理、運営についてそれぞれ発注して年度ごとに単年度に発注するという仕組みですが、PFIという仕組みは、設計会社、建設会社、維持管理、運営会社で、SPCとは特別目的会社で、表の8ページのキーワードのところに説明がありますが、この事業を行うためにそれぞれの会社が組んで特別目的会社を設立していただいて、そこに対して市が一括して設計から運営までを発注してこの特別目的会社を通じてそれぞれ業務を行ってもらおうという仕組みです。

次のページのVFM（バリューフォーマナー）とはなんですが、24ページのキーワードの四角の中の一つ上にありますが、PFIで行った場合、従来の公共事業から比べて何%コストダウンできたかを示す割合のこと、今までの市が直接行う場合とPFIで行う場合との全部の事業費、設計から建設、運営までのかかる金利を含めて全部の事業を含めてどれぐらいの縮減効果があるのかというのを割合で示すものであります。なぜこれを出すのかというと、これは法手続の中でPFIをやりますよと公式に宣言する時にこの手続きをこの後にあるわけですが、その時にこれを表さないといけないということになっております。

その裏25ページですが、VFMはどうやって算定するのでしょうかということ、右側に従来の公共事業のLCC、PFIのLCCということでこのグラフのようなものが比較で載っておりますが、これまでの公共事業のやり方であるLCCとはすべてのコストであります。設計、建設、運営費、金利まで。

PFIでやった場合のその経費の全部を比較してその差がVFM。そのVFMの費用はこの差額の割合ですが、ただし、現在価値化した値を以って出すということでもあります。

現在価値化とはどういうことかということ、その真ん中あたりに質問に対しての回答がありますが、例えば金利が5%の場合、今日の100円は、1年後の105円と同じの価値であるという考

えの基に将来の金額を現在の価値に置き換えるということですので。その割合を割引率ということで、市の会計の考え方とちょっとなじめない感じですが、いずれ後年度になればなるほど、お金の価値が下がるという考えのようです。ですので、将来 105 円払うものは、今に価値に置き換えると、この 5% で計算すると 100 円になる。あるいは、来年 100 円で支払うものは今の価値に変えると約 95 円になる。そういう考え方です。ですから、後年度に行くにしたがって価値が下がるということのようです。この価値を出すのにあたっては当然、後年度に支払いを遅らせれば金利もかかりますので、金利を含めた額を足して現在の価値に置き換えて VFM を出すというやり方だそうです。

それで次の資料 A 3 タテの資料、VFM を出した内訳ですが、表の一番下の財政縮減効果、⑩の市の支出総額とあります。ここの部分が先ほど説明しました計画書の 12 ページの部分の部分を載せております。ここの部分をどうやって出したかっていうのがこの上の 3 つの表です。これについて説明させていただきます。

各方式によって計算して出しているものであります。

直営方式というのは、このように市が設計発注して管理、調理業務を市が行う、外部委託方式というのは、建設、設計は市が発注するけれども調理業務は民間さんをお願いするというところで、どちらかというところ今の西部学校給食センターの方式に近いということです。西部は民間といいながらも財団であるので純粋に民間ではありませんが、調理業務は民間に委託しているので外部委託方式となります。

DBO 方式というのは、先ほど申し上げましたとおり、設計、建設、運営は民間にお願いしますが資金は市が調達し、借入れをしてお金を出すという方式ですし、PFI は設計、建設、運営を民間にお願いして、更に資金も民間さんをお願いして立替えてもらって、市は運営費と一緒に建設費用については分割して支払いをするというものでありますし、リース方式は、民間が建設してリース料として支払ってその償還に充ててもらって、調理業務についてはまた別の業者が入って業務を行うという方式です。

これらの 3 つの方式においてそれぞれの費目を掲げているものであります。整備費については、直営外部委託は、8,800 万円、DBO 他 3 つは 7,900 万円です、建築工事については、直営外部委託は、16 億 6,900 万円、DBO、PFI は、15 億 200 万円

ということです。

厨房機器、厨房備品もそれぞれ出して、⑤の応募準備費用、PFI 組成費用であります。こちらは直営、外部委託ではお金はかからない、DBO は 1,000 万円、PFI は、4,000 万円ということで、なんでこんなにかかるかというと、さきほど言いましたとおり SPC（特別目的会社）を作らなければならないということでお金がかかるということで設計費を見ているものであります。

整備にかかる費用については、合計しますと直営と外部委託が 22 億 5,300 万円での方式の中ではこの 2 つが高いし、一番低いのがリース方式で、DBO と PFI ではそんなに変わりはないのですが、1 億 2,800 万円です。維持管理についても同じように直営方式、外部委託では、5,400 万円年あたり、DBO 他では 4,900 万円です。人件費は、直営方式では、8,300 万円、委託は、7,900 万円、DBO、PFI は 7,500 万円、リースは、7,900 万円です。配送費も同じようになります。光熱水費は、どの方式においても同じ金額です。

それで年あたり⑫ですが、トータルすると、直営方式が 15 年間での合計が 28 億 6,400 万円が一番多くなり、少ないのが DBO、PFI の 26 億 2,900 万円です。

それで、整備と維持管理の経費をどうやって出したかというのが、下の備考の欄の 4) と 5) に説明してあります。この 4) をご覧いただきたいと思います。

まず、整備にかかる費用については、この算出につきましては、コンサルに業務委託して出してもらったものです。その委託業者において、それぞれ民間業者に調査、アンケートをした結果、DBO と PFI、リースの場合は、整備にかかる経費については、直営より概ね 10% 少なくなると見込んで出したものです。

備考の 5) ですが、維持管理、運営については、維持管理については、DBO と PFI とリースは直営より 10% 減、運営費については、直営方式より委託、リース方式は 5% 減、DBO、PFI 方式は、10% 減、配送費についても同じように割合を出して直営方式から割合を転じて算出してものです。

それで一番下の 8) ですが、起債については、市が借り入れする起債については利率が 1%、市場金利は 1.55%、現在価値に換算する割引率は、1.53% ということで計算していただきました。表の真ん中に戻って、その他ですが補助金⑬補助金ですが、

リース以外は、7,600万円の国からの補助金が入ります。⑭の起債については、直営と外部委託については、市が直接借り入れできるので、それぞれ15億6,100万円とDBOは14億600万円、ただし、PFI、リースについては、市は借り入れできないので0円となります。

⑮の一般財源は、整備に係る分について市が用意しなければならない一般財源は、直営と外部委託では、7億4,800万円、DBOは6億7,500万円、PFIとリースの場合は、市はその時は出さなくていいということでゼロです。

⑯の借り入れ返済については、直営、外部、DBOについては、起債の方で利息含めてみているのでここは0円です。PFIとリース方式については、それぞれ金利を含めてこの金額がかかるということですし、⑰番の事前調査、アドバイザー費用については、DBO、PFI、リースでやる場合は、コンサルに書類の作成をお願いしなければならないので、1,500万円かかります。これに係る経費とお金の出入りを整理したのが市の支払い総額ということで⑱と⑲です。

⑲が運営開始前までの総額ということで整備が終わった時点での市が出さなければならないお金がどれぐらいかと整理したのが、直営と外部では7億4,800万円、DBOは6億9,100万円です。PFIとリースは1,500万円です。建設が終わった後運営開始からかかる15年間の運営費とか借り入れの返済金の額のトータルですが、一番高いのがリース方式の50億6,400万円、安いのが、DBOの40億3,500万円ですとなります。下の表にいてこの数字を直接足したのが、⑳の現在価値換算後の下の欄の現在価値換算前となります。一番大きいのが、直営方式の51億7,300万円、一番低いのがDBOの47億2,500万円ですが、現在価値に換算すると、直営が46億でDBOが42億でPFIが43億でその縮減率がカッコに書いてある数字になり、積算の内訳の資料です。

説明を簡単にするためにPFIは運営を民間にお願いするのだと説明しておりますが、誤解をしないでいただきたいのが、丸投げではないかのご批判を受けておりますが、給食の場合はそうではなくて、これまでどおり学校栄養教諭の配置もしますし、職員もいる。何人になるかわからないがイメージとしては、西部学校給食センターをイメージと考えていただいて結構です。

そこは、調理業務は財団で行っておりますが、PFI とかりーすで行った場合は、そこが純粋な民間になるということの違いです。

ですので、これまでどおり献立の作成とか食材の調達、栄養指導、食育は、市が直接行うことには変わりませんので、子供に対して何か影響があるのかということについては、市としては変わらないと考えて、そのように説明しているのですが、なかなか御理解をいただけないところがあるようです。

次の資料ですが、平成 24 年度までの給食センターにかかって PFI 方式で整備したところの自治体のデータです。

VFM の割合が示されており、特定事業選定時と事業者選定時ということで、特定事業選定時というのが始める前に計算して見込んで出した割合ですし、事業選定時は実際に公募して契約になった金額で算定し直した割合です。平成 24 年度までの給食センターの実績で行くと、平均すると最初の段階ですと 9 % の VFM が見込んでいるようです。

実際の選定、契約した時点では 16% になっております。

当市の今の段階での VFM の選定は、6 ~ 7 % の間ということで、そんなにおかしな数字を使って VFM を出しているものではないと考えております。

最後のページ、今後のスケジュールについてです。

今月、議会の常任委員会において説明しましたし、教育委員会会議においては本日基本計画について御承認をいただきたいと考えておりますし、この後 5 月に今後のスケジュールについて議会に説明し、6 月に PFI を進めるための書類作成を専門業者の助けを借りて行わなければならないので、その業務委託を発注することとしております。発注の際には実施方針、要求水準書というものを作ります。実施方針とは事業の概要書ですし、要求水準書は、仕様書のことです。契約条件等を示したものです。これらの案を作成し、公表する前には教育委員と議会に説明させていただき、そこで御了解をいただいたならば 9 月には公表し、市民の皆様、応募を考えている業者からの質問、意見に対してお答えをし、公募時には速やかに選定の手続きができるように、案の段階でいろいろな意見を聞く期間を取りたいと考えております。

手続きとしては、11 月に臨時議会を開かせていただいて、公募するのに当たっては、契約期間と事業費の限度額を示さなけ

ればなりませんので、それについては議決案件となります。

教育委員には御協議、議会に議案として提案させていただいて、ここで御承認いただければ公募の手続きに入っていきたいと考えております。

実際の公募は1月頃から、年度内の審査は難しいと思われるので5月に選定して、本契約は7月頃と今は見込んでおります。

あと、給食運営委員会として保護者に説明をしなければならないし、オフィスアルカディアのある相去地区に対しての説明とか、施設について具体的につめる段階において、アレルギーの対応について、保護者と御協議する機会を持ちたいと考えております。

教 育 長 はい。ありがとうございました。

一気に御説明しましたが、御質問がございましたならお願いします。

薄 衣 委 員 9ページの「PFIの仕組み」の説明の中の「PFIの図」から見ますと、地方公共団体の部分そのままSPCになって、その上に地方公共団体が来るということで、従来の公共事業であれば、市の方で全て行うものを、業者を選定しながら行っていくということで、コスト的にはダウン出来るし、支払いの方も長期にわたって出来るというメリットがあるという捉え方でよろしいですか。

総 務 課 長 はい。

薄 衣 委 員 ここで二つ疑問なのですが…。疑問というか、分からないことです。今の説明にあったと思うのですが、何故、SPC特別目的会社に依頼することでコストダウンが出来るのか、このところが十分わかりません。もう一点は、この特別目的会社に約40～50億の事業ですので、かなり大きな事業だと思います。これは市内だけではなく、全体にかけるような話を以前していましたが、こういった予想される応募会社というのは複数社あるのでしょうか。

また、この特別目的会社というのは、この事業のためにそういった会社を部署と言いますか、そういったものを設定しながら、あるどこかの事業所（会社）の方で、一括して行なってい

くのですか。そういうことによって軽減が図れるということですか。

もう一つは、安全面についてですが、西部と同じだということなのでどんな様子かということが分かり、少し安心しました。

一番は子ども達の給食ですので、コストダウンするということで、安全面は大丈夫なのだろうか…。安全面の説明があまりなくて、コストの説明が多かったように思います。安全面に関しては、これからののかもしれません、安全面は今まで通り、市の方や県の方で栄養士を配置しながら、管理出来るという見通しで行なっていくという解釈をしてよろしいでしょうか。

それと、(小さなことですが) もう一つです。アレルギー食のことが中に書かれていましたが、保育園ですと、アレルギー食は特別にその子用の個人用に作ったりしていますね。

小学校というのは、アレルギー食対応はしますが、アレルギー食を抜いた形で行なって、提供の方はしていません。

確か、アレルギー対策の項目がありましたが、「今後どのような形で考えているのか」という3点です。

教 育 長 はい、よろしいですか。じゃあ、部長さんからお願いします。

教 育 部 長 では、SPCの部分を含めてのコストの低減になるというところですが、PFIを実施する場合にはSPCという目的会社を組むことについて、PFI法の定めにより、こういうスキームでいくということになっています。

それでは何故、コストの削減になるのかということですが、まず、建設時の単価が、公共のものと民間のもの、全く同種のもので建てるということはあまり無いです。完全な比較は出来ないのですが、国交省だとかで出ている検証だと、やはり、公共の部分の建設単価の方が高いという結果が出ています。いろいろな部分があると思いますが、同じものをつくることがあるのであれば、民間の発注よりも公共の建設の方が高いということがいえると思います。

あともう一つは、人的な部分でのことがあるのだと思います。それは、例えば行政だと、普通の一般事務職と同じように、何十年という形で終身雇用の中で縦の公務員の人件費と同じような形でいきますので、一概には言えませんが、どうしても平均

の単価で言うと民間よりも高くなっているということがあるようです。

あとは、例えば民間の場合には、フレキシブルな従事の取り方とか、そういったシフトのこととかもあったりすると聞いています。具体的には、先だつての教育民生常任委員会では、安定した雇用とか運営が出来るのかというところが指摘されていますので、逆に言うとそういうところを選んでいただければと思います。

もう一つは、そもそも安全面の部分の説明がなかったというのはその通りです。その教育民生常任委員会で「VFMのことについて説明して下さい」と言われており、こういう形で説明しましたが、そもそもVFMとは経済的な部分で効率の話でしかないのです。私どもとすれば、本来は「給食センターは老朽化している」だから、「すぐに建て替えなければならない」ということが一番。そして、尚且つ、食品の衛生管理基準も、やはり、ドライになっていないかとか、そういう事があるので、すぐに建て直す必要があるということの中で、安全面については行政が直接やるものであっても、民間であっても、同じように対応していくし、そういう中で、こういうところがあるので安全面は心配ないですよと、これからきちんと周知をしていく必要があると思います。実際には、事例が27年度までで全国で内閣府の照会事例だと、給食では48件というPFI。48件のうち、43件が今回想定しているようなBT0方式。やはり、きちんと埋め込まれているので、安全面は心配ないと思っております。アレルギーの関係は、給食センターの職員の方から説明があります。

西部給食
センター所長

アレルギーに関してですが、もちろん対応していきたいと考えております。昨年度は、3センターの栄養士さんたちに検討していただきまして、どういう対応がベターなのかということをお話し合ってきているわけですが、今年度も学校、養護の先生、さらには保護者も含めて懇談会等行なって、意見をまとめた上で、アレルギー対応の施設整備に反映していきたいと思っております。実際に給食を提供する際には、出来る限りその意見を踏まえて対応していきたいと思っております。

総務課長

施工をする会社ですが、大きくは調理業者と厨房業者の大手の会社が組になって、そのグループが二つか三つあって、そろ

そろ売るのですかと問い合わせがありますので、2社以上の応募があるのではないかと考えています。

また、心配しています地域への経済効果ということですが、地域の方を雇用していただきたいというのは考えています。

なかなか難しいですが、できれば地域の建設業者、地域の調理業者、地域の業者さんが多く参加するような会社をつくっていただければと思って期待しているところなのです。ただ、なかなか、これまでの給食センターを見ていると、どうしてもほかの会社が多いようです。

薄衣委員

今、ご説明いただいた市のコストの削減については、とてもよく理解できましたが、民間になって、この方式で、何かメリットがあるのかと実はあまり見えてきませんでした。だから今、そういう業者の申込みがありそうかという質問に至ったのではないかと思います。地域の業者に抱えてもらいたいというのであれば、これから、その両方にとってメリットがあるような方法を探していかないと、なかなか難しいと思います。大手の調理業者とか建設業者だけにお任せすると、市にとっては、そのコストは確かに安くなるかもしれませんが、果たして、その…出来れば地域で業者が手を挙げるようにしていかないといいない…。何かそこに工夫があれば、なお、この計画が良くなるのではないかと感じました。民間にとってのメリットが見えてくるような、このDBO方式にしていくと、地域の業者がもっと手を挙げてくれるのではないかと感じました。

例えば悪いのですが、東京ドームの運営を思い出しました。市にとっては、コスト削減、人件費等考えると、雲泥の差なので、総額だけを捉えると、地元には、なかなか手を挙げてくれる業者は少ないかもしれなません。それでも、やはり地元の子どもの食を守るための施設なので、何かそこにひと工夫されることを望みます。意見です。

教育長

先ほど、民間のメリットというものをどこにあるのだろうか、そういう状況で応募するところがあるのだろうか、たぶん、同じ視点からの質問だと思いますので、それについて少し部長さんから。

教育部長

民間企業ですから、メリットは経済的に採算が成り立つかど

うかで、そこで参入するかどうかは最大のメリットだと思います。それは、市が要求水準という形で仕様を定めて、きちんとこういう形で建物も作るし、運営も含めて、こういう形で安全・安心も含めて、実現してほしいということで、それをやれる業者でなければならないということになります。

建てる部分と運営・提供する部分というのは、これを全て一緒にやるか、あるいは区切ってやるか、それはやり方がいろいろあると思います。

通常は、建設と運営を一体でやる会社が多いのですが、建てる所と（設計とかも含めて）、権限をもっている会社があって、その後の運営も含めてSPCをやられる。それで、VFMを出しているという所が多いです。ただ、「地元で」というご意見がありました。教育民生常任委員会のある議員さんからもそういうご意見がありました。やはり、建てる所とその後の運営というのが、このSPCの中でうまく組み合わせるような形が本当は一番望ましいというご意見がありました。これは、全然排除するものではないですし、そういうものも工夫としてはあり得るものと考えております。この先のプロポーザルとか、そこに行くまでの条件とか、その組み方を十分検討して、在り方を考えていきたいと思っております。

教 育 長 心配される所は、地元への経済効果もあるでしょうし、根本的に民間のメリット、応募する所が何を目的として採算性を考えて応募してくるかどうか。

同じ方法では、岩手県内にはこういう手法を使った施設というのはあるかどうか。

教 育 部 長 無いです。今のところ、初めてです。

教 育 長 それが、この2ページ。岩手県が未実施。（未実施は、）12件ほどあるのですが。

（実施しているのは、）仙台4件、山形3件。

薄 衣 委 員 こうした方式をとる場合に、地元関係の会社は何%は入るとかそういう規制は特にないのでしょうか。

西部給食
センター所長

そういう何%とかというのではなくて、先ほど部長がおっしゃられたように要求水準書を作っていくわけですので、きちんと「建設等には地元の事業者を入れて下さい」と条件を付せば、それに基づいてこのSPCさんはきちんと動いてひとつの目的会社的なものをきちんと組織して参加してくれるということになりますので、要求水準に必要な分に関しては入れていけばいいという話になります。

教 育 長

はい、いかがでしょうか。

高橋(善)委員

質問と意見がランダムになってしまうと思いますが、数点ほど…。意見としては、同じ部分になりますが、やはり、市としても、民間としても、地元業者さんの参入があった方がいいわけですね。設計の段階であったり、運営の段階であったり、いろいろな部分の参入の仕方があると思いますので、パーセンテージで仕様を指定することもいいのではないかと思います。パーセンテージで出来ないものもあるでしょうから、少なからず、何らかの形で地元業者の参入を要望として取り入れていくべきだと感じております。これは意見です。

それと、まだ、細かく分からないところがあります。

「設計に関して」です。公募した場合に、市の方である程度設計したものをその条件下でやるのか、それぞれの応募した業者さんが設計から全部やるのか、仕様はあるのでしょうか。仕様条件に属した形で、それぞれが全て違ったものを出してくるのか、同一のものが出てくるのかが、見えてこなかったのを教えていただきたい。

それから、建て終わった段階で、国からの補助金の関係で、所有は市なのか、SPCなのか。その辺が「いつ、どのタイミングでどのように動くのか」というのがわかりません。

15年間の試算表の数字は見せていただきましたが、15年後もこの形で継続になるのか、ならないのかということもわかりかねております。

それから、今は給食センターの所長などは市で統括をしているいろいろな指示をいただいていると思います。それらも、今にかなり近い形で配置されるのか、あるいは、報告、時々点検だけで常駐しないようなスタイルなのか、分からなかったのでご説明していただきたいと思います。以上です。

教 育 長

はい。たくさん出ましたけど、メモしていませんか。

西 部 給 食
センター所長

まず、設計についてですが、全て計画するわけですので、これも要求水準書で、例えば去年のうちに3センターの調理員さんたちの協力を得て、部屋ごとに、「この点について、こういう仕様にして下さい」という必要事項をまとめてあります。ただ、それは施設の部屋ごとの調理員さんたちの意見なので、施設の建物全体的なものになれば、また、いろいろと必要な条件を出してもらわなければなりません。そのように、「必要最低限、市としてこういう施設にしてほしい」という要望を出すということです。

業者の方は、今の学校給食法の衛生管理基準、HACCPの基準、そういうも基準に沿ったもので、「我々はこういうデザイン、こういう建物がベターだと思います」と提案していただくということになります。必要最低限の要求水準に基づいて、それを満たす設計を各SPCさんが提供してくれるという形になります。

2点目の国の補助金の関係ですが、先ほど部長が言いましたが、48件中43件がBT0、あとは、BOTが5件だと思います。それは、所有権を15年後に市に移管するという手法です。

国の補助金は、あくまでも市に所有権が発生した場合に払いますという形ですので、それをやらないと（簡単に言えば）、固定資産税が掛かったりとか、不動産取得税が掛かったりします。それは、結局、市で面倒をみなければいけないわけです。

不動産取得税（1年ですが）は、だいたい工事費の4%くらいかかりますので、20億かかれば4%でも8,000万円みなければいけません。お金を市で面倒をみるだけの形になってしまうので、それであれば黙ってBT0で所有権を移転する方が…という形です。15年先というのは震災の関係で、そういう手法を取られたところが、いくつかあったという情報は得ています。

あと、人員の配置ですが、これについては、これから内部でも検討しなければならないのですが、今の制度方式になると思います。所長を置いて、栄養教師さんを二人配置し、あとは事務的なものを取る方が要るかどうか、配置が必要かどうかということにはなると思います。管轄するということに変わりはないのですが、働く調理師さんたちはあくまでも、委託業者さんの人間なのです。今の制度でもそうですが、要は偽装請負。職員組合さんがよく言われている偽装請負というのは、派遣され

てきた人間を所長たる私が直に命令をして働かせる。これは、偽装請負になってしまう。だから、今の制度の調理員さんを管轄する財団さんの課長さんが在籍しています。指示等を与える場合は、我々は課長さんと話をして、課長さんから初めて調理員さんたちに指示が出て行われるというスタイルだけは曲げることが出来ないということです。ですから、やはり、このような同じ形でやっていくということになります。

教 育 長 御質問ございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 では、議案第9号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

教 育 長 次に、議案第10号「北上市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。
議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。中央図書館長

中央図書館長 ただいま上程になりました議案第10号北上市立図書館協議会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

図書館協議会委員9人のうち、1人が平成29年4月30日で任期満了となることから、その後任を任命しようとするものであります。

今回、任命しようとする菅原善致さんは岩手県高等学校校長会北上支会からの推薦を受けての再任であり、任期は平成29年5月1日から平成31年4月30日までとするものであります。

人格、識見とも適任と確信するものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします。

教 育 長 御質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 では、[議案第10号](#)について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、[議案第10号](#)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

教 育 長 次に[日程第4協議](#)に入ります。

 初めに、[協議第12号](#)「北上市子育て世帯住宅取得等支援事業費補助金交付要綱について」を協議題といたします。

 協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。
子育て支援課長

子育て支援課長 ただいま上程になりました[協議第12号](#)北上市子育て世帯住宅取得等支援事業費補助金交付要綱について、協議理由を申し上げます。

 子育て世帯の経済支援及び定住促進を図るため、市内に住宅を新築、購入及び増改築をする者又は新たに親と同居するため住宅をリフォームする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めようとするものであります。

 施行日は、告示の日からとするものであります。

 以上、よろしく御協議賜われますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提出されました[協議第12号](#)について、御質問等がありましたらお願いします。

教 育 長 それでは、補足の説明をお願い致します。

子育て支援課長 それでは、本日協議いただきます[協議案12号](#)の後ろについているA4縦長の資料の要件の概要について説明させていただきたいと思います。

 目的は先ほど、協議理由で申し上げましたが、「対象者の要件

について」です。

上の一番■のところですが、対象者につきましては、義務教育終了前の子ども、出産予定も含めました保護者です。

要件としては、市税の滞納のないこと、リフォーム・工事が年度内に完了する方です。

住宅取得等の要件ですが、[基本]というところがあります。

住宅新築、購入と延べ床面積30㎡以上ということです。平成29年4月1日以降に取得の契約締結をした方で、居住部分の延べ床面積が50㎡以上ということです。

この住宅取得等の要件では、[加算]ということで次の方々、該当する方が対象となります。親と同居すること。親と同地区もしくは、半径2km以内に住んでいただくこと。あるいは、Uターン・Iターンされた方。このの方々については、加算して対象とさせていただきます。

それから、もう一つ。取得のほかに、住宅をリフォームした場合。こちら補助の要件の対象になることができます。あらたに、親と同居する方が、同居する住宅をリフォームする場合は、補助金額、それぞれ先ほど申しました①住宅取得等、②住宅リフォームです。住宅取得等の基本が事業費の1/2で上限が30万。先ほど、加算で申し上げましたが同居等する場合には10万円加算しますし、Uターン・Iターンの子育て世帯の方にも10万円加算しますが、加算の条件につきましては、いずれか一項です。

同居リフォームにつきましては、工事費の1/5で上限が10万円ということになっております。

補助期間は、本年度29年度から31年度までの3年間です。

あとは、質問していただくということですから説明させていただきたいと思います。以上でございます。

教 育 長

はい、ありがとうございました。「子育て応援1億円プロジェクト」の一環として出てきた要綱でございます。

ご質問受けたいと思います。いかがですか。

照 井 委 員

このプロジェクトの告知方法とか、PRというのはどのような形がありますか。

子育て支援課長

ただいま、こちらの要綱が間もなく制定になりまして、まず

5月の広報で第一報ということで掲載を予定しています。予定では、第2週目の広報に掲載することを現在予定しています。その他は、チラシなどを作成して窓口等に貼り出します。以上です。

高橋(き)委員 うちも、震災の時に修理した時に、わずかでしたがとても助かりました。

ただ、周知の方法ですが広報や窓口だけでは、知らないということもありますよね。私は、その時どこから聞いたかと言いますと、建築業者の方から聞きました。ですので、建築業者の方にも周知しておくのではないかと思います。

教 育 長 はい、課長何か…。

子育て支援課長 それでは、申請者のみならず、施工業者の部分も含めて、検討させていただきたいと思います。

高橋(善)委員 これは、子育て世代の人が普通にリフォームしても対象になるのですか。そこを確認したい。

あとは、上限というか、北上市としての総予算というのほどのようなになっているのでしょうか。財源の終わりがあるのか、ないのかということを確認しておきたいと思います。

世帯の制限についてと総額。

子育て支援課長 リフォームの要件にありますが、こちらも「新たに親と同居した場合」ということです。リフォームして、親と同居する世帯が対象となっています。そういうことで、今、住んでいる住宅のリフォームではなく、「同居する場合」ということです。

予算ということですが、約5千万ちょっと。こちら、基本ですと30万円が上限の補助金になっていますが、加算の方もいるということで、概ね150人が対象になるのではないかとこの予算になっています。5,000万円程度の予算を見込んでいるところです。

補助の期間ですが、3年間、本年度から31年度までの期間です。

高橋(善)委員 総額5,000万円くらいということで、単年ではなくて3年間で

5,000万円なのかということが一つと、お伺いしていて私が勘違いをして聞いていたのですが、趣旨の第2の(3)、「補助金を請求する日までに、保護者及び同居している者が…」子どもに対しての保護者及び同居している者なのかもしれませんが、「保護者が住宅を新築、購入、増築、改築又は」とあるので、同居をしなくても保護者が住宅を取得したら対象になるのかと読み込んでしまったのですが、これは、保護者の親と同居したらということが必須条件でしょうか。

子育て支援課長 先ほどの補助金額ですが、単年度の金額ということですが、それから、次に「同居しなければ…」ということについてですが、こちらは同居していただくことが条件でございまして…。

教 育 長 では、まちづくり部長さん。

まちづくり部長 この第2の(3)の言っている事は、親と同居しなくても中学校までのお子さんがある場合は、とにかく30万円を限度としてあげますよということですが、ただし、それが「親と同居するために」であれば、プラス10万、合わせて40万円になりますということですが、同居することが大前提ということではありません。長く北上に住んでいただきたいということですが。

高橋(善)委員 更に、加算するということですね。

教 育 長 はい。もう一つ…はい、どうぞ。

薄 衣 委 員 素晴らしいユニークなアイデアなので、大勢の人にこのプロジェクトを知っていただくというのが、とても重要だと思うので、是非、広報だけでなくホームページとかに少し目立つように載せていただくといいと思います。
 なんだか、とても応援したくなりました。

照 井 委 員 やはり、広報は保育関係に携わっているのを見ていますけど、実際問題として、友人・知人に聞くとほとんどが見ていなかったと言うのが多いですので、当然チラシの配布とか、リフォーム関係の業者さん、そういうところへの開示ですとか、可能な限り周知していきたいと思いました。

教 育 長 はい、ありがとうございました。

教 育 長 では、[協議第12号](#)について、原案のとおりに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

以上で本日の会議を閉じさせていただきます。

（閉会 午後12時21分）

会議録作成者 教育長 小 原 善 則

平成29年 5 月 9 日

会議録署名者

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員